

### 戸籍の窓口

10月21日～11月20日受付分  
【当町窓口で受付した方で、町内に住所を有する方を掲載しています】

#### ●おくり上げます●

佐藤登喜雄さん 84 (大町南)

阿部 英子さん 86 (泉田下)

南 今朝雄さん 92 (第7)

安藤 幸治さん 69 (板橋南)

安藤ミツイさん 95 (前田)



掲載を希望されない方は、届出の際にお申し出ください。

### 1月の相談会

#### 「心配ごと相談」 「障がい者相談」

開催日	1月10日(木)、24日(木)	1月15日(火)
時間	午前9時から正午	午前10時から午後4時
場所	観月台文化センター 第2和室	観月台文化センター 第2和室
相談員	民生児童委員	NPO法人「ひびきの会」

※秘密は厳守します。費用はかかりません。予約制ではありません。気軽に来場ください。

保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

### 戸籍の窓口からのお知らせ

平日木曜日は住民生活課戸籍係窓口業務を午後7時まで延長しています

《窓口延長の日》12月13日、20日、27日  
1月10日、17日、24日、31日

《交付できる証明書等》住民票・戸籍証明書、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録、戸籍の届出

※取扱いできない手続き 転入・転出・転居等の住所異動の届出、税証明書等の交付はできません。

※詳しくは、戸籍係まで問い合わせください。

住民生活課戸籍係 ☎ 585-2115

#### 人口と世帯

平成30年10月31日現在

※ 広報くにみでは住民基本台帳人口を掲載しています。

人口	9,199 人 (△21)
男	4,435 人 (△8)
女	4,764 人 (△13)
世帯	3,423 世帯 (±0)

広報くにみに掲載された写真を希望する方は、総務課 ☎ 585-2111 (代表) まで連絡ください。

### 広報くにみ&町ホームページに 広告を掲載してみませんか？

町では、広報くにみや町ホームページに掲載する有料広告を募集しています。詳しくは問い合わせください。

申込期限(2月号掲載分): 1月10日(木)まで

広報くにみ	
1 枠 (縦 45 <sup>ミリ</sup> ×横 174 <sup>ミリ</sup> )	12,000 円 / 1 回
半 枠 (縦 45 <sup>ミリ</sup> ×横 84 <sup>ミリ</sup> )	6,000 円 / 1 回
ホームページ	
1 枠 (トップページ下段)	6,000 円 / 月

総務課文書広報係 ☎ 585-2113

ヨコ 174<sup>ミリ</sup>

タテ 45<sup>ミリ</sup>

### はじめます 声の広報

広報くにみ  
平成31年1月号から開始

保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

視覚障がい者を対象に、広報紙や議会だよりなどの行政情報をCDやカセットテープに音声で録音し、定期的に提供する事業を始めます。希望される方は保健福祉課社会福祉係まで電話で申込みください。

対象 視覚障がいにより文字からの情報取得が困難な方(手帳の有無は問いません)

平成31年1月13日(木) 会場/観月台文化センター・ホール

受付	午後0時30分から	※該当者には案内状を送付します。
式典	午後1時30分から	※町外在住者で出席を希望される方は生涯学習課へ申込みください。
記念パーティー	午後2時40分から 午後3時30分まで	

生涯学習課 ☎ 585-2676

### 祝 成人式

平成31年国見町

くにみももたん広場  
クリスマス会 12月23日(木)  
午前11時から

くにみももたん広場では、今年も恒例のクリスマス会を開催します。「宝探しゲーム」やお菓子のプレゼントもあるよ！  
くにみももたとサンタさんもやってくるので、ぜひ家族で遊びに来てね！

#### 相続登記 Q&A

#### 第2回 「誰が相続人になるの?①」

**Q** 先日夫が亡くなりました。私たちには息子が2人いましたが、長男は先に亡くなり、嫁と孫1人がいます。二男は独身です。誰が夫の相続人になりますか？

**A** 亡くなった方(被相続人)が遺言を残していない場合、民法で定められている優先順位により相続人が決まります。配偶者は常に相続人となりますが、その他の相続人は次の順番で決まります。

- ①被相続人の子(被相続人より先に亡くなっている場合は孫)
- ②被相続人の父母(どちらも先に亡くなっている場合は祖父母)
- ③被相続人の兄弟姉妹(先に亡くなっている場合は甥姪)

被相続人より先に子が亡くなっている場合、孫が代わりに相続人になります。これを代襲相続といいます。これに対し、先に亡くなった子の配偶者は代襲相続人とはなりません。

今回の場合、配偶者(あなた)、子(二男)、孫の3人が相続人となります。

今回は、第3回「誰が相続人になるの?②」をテーマに案内します。

不明な点は福島地方方法務局まで問い合わせください。

福島地方方法務局

☎ 534-2045

福島地方方法務局

検索

広告掲載